

発行 NPO 法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋

うえるかむ通信



〒273-0046 船橋市上山町1-157-4 (カメラハウス2階) 発行責任者 赤津 保子
船橋法典駅下車徒歩8分 TEL047-710-7045 / IP 050-3496-9981 / fax047-419-2655
ブログ <http://blog.goo.ne.jp/watowawelcome/> Email ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp
ホームページ <http://welcome-funabashi.org/>

◀ 「未来予想図」描いていますか? ▶

佐藤裕美 (うえるかむ理事・けいよう家族)

「親亡き後・・・」と、障害を持つ我が子や家族のいる方は必ず直面する課題です。

誰に託すのか? それなりに満足した生活(生涯)を送ってくれるだろうか? そんなことを考えると夜も眠れなくなります。様々な課題を一気に飛び越して「親亡き後・・・」

についてただただ考え悩んではいませんか?

ご本人の年齢、例えば幼児期・学齢期・青年期・成人・・・と、それぞれの時期において様々な課題があります。目前の課題を克服していく中で、ご本人と私(夫婦、家族)のそれぞれの「未来予想図」描いていますか。まさか自分の老後の傍らにわが子が共に歩んでいると考えてはいないでしょうか。

我が子も一人の人間として独立した一生があるわけですから、いや権利があるわけですから、それを尊重するために準備をしたり環境を整えていく必要があると思います。

自立支援法が施行され障害者に対する理解や支援が充実していく中、最近では「合理的配慮」や「意思決定の尊重」など良い環境になってきました。

しかし「本人」は自らどんな支援・配慮を望み、意思決定をどのように伝えられるのでしょうか。今は親や家族がいます。いずれは後見人に委ねる時がやってきます。

後見人にはご本人の性格や行動特性、意思の伝え方など引き継いでもらわなければなりません。

できるだけ障害に理解のある後見人に会うには、それなりに勉強や準備が必要だと思います。

明るい未来予想図を描くということは、ご本人の明るい将来=私たちの老後ということです。例えば卒業後どの作業所へ行くか、余暇はどう過ごすか、終の棲家はどうするのか? など少しずつ情報を集め準備したり、成年後見人制度についても少しずつ勉強し、また相談できる場所を見つけておくことが必要だと思います。

ご本人はもちろん、私達家族一人一人も各々「明るい未来予想図」を持つこと、つまり一人一人の人生を尊重するという考え方が大切なのではないでしょうか?

問題に直面してからではより納得できる選択肢は少なくなると思います。

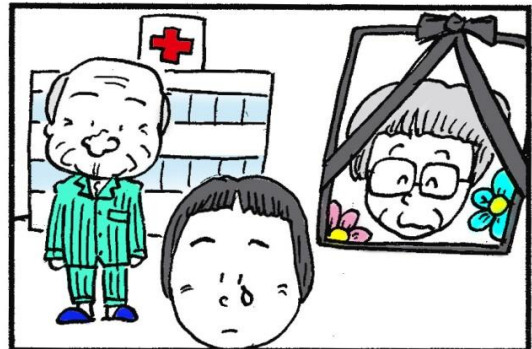
思い立ったときにまずは傍ににいる人に話してみましょ。



権利擁護漫画 ウエルちゃん

原案：赤津&原画：武藤

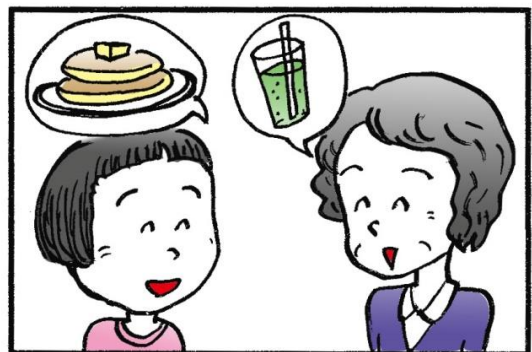
No.50 「後見人がいるから安心」



① 父親は認知症で入院中。母親が突然なくなった。知的障がいでの不自由な50歳の女性の話。



② 親族がいない為通所作業所の連絡により、障がい支援課が市長申立の手続きをした。



③ 後見人が裁判所で選任され、本人が持っている財産を有効に使うことが検討された。



④ 入所施設利用と通所作業所へはタクシーを使うなど、豊かな生活を施設側と後見人とで考えてゆく

